

調理冷凍食品の 原料原産地表示について

国内で製造され、都内で消費者向けに
販売される調理冷凍食品について
新たに表示が必要となります



安心して商品を選択するために

輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品に対する都民の不安が高まる中で、安心して商品を選択するために、原材料の原産地を知りたいとの声が大きくなっています。

また、日常生活において、広く利用されている調理冷凍食品に対する信頼が損なわれることは、都民の食生活にも大きな影響を与えることになります。

そこで、東京都は、都民が調理冷凍食品を購入するに当たり、安心して適正な選択ができるとともに、事業者が自ら製造、加工する食品の原材料を適切に把握するための手段として、国内で製造され、都内で消費者向けに販売される調理冷凍食品に対し、原料原産地表示を義務づけることとしました。

このパンフレットでは、新たに求める表示制度の概要や表示の方法について説明します。

原料原産地表示の概要について

今回新たに東京都が義務づける原料原産地名の表示は、都民の消費生活の安定と向上を図るために、適正な表示を行わせる権利を確立することを目的としている東京都消費生活条例第16条第1項に基づくものです。

対象食品

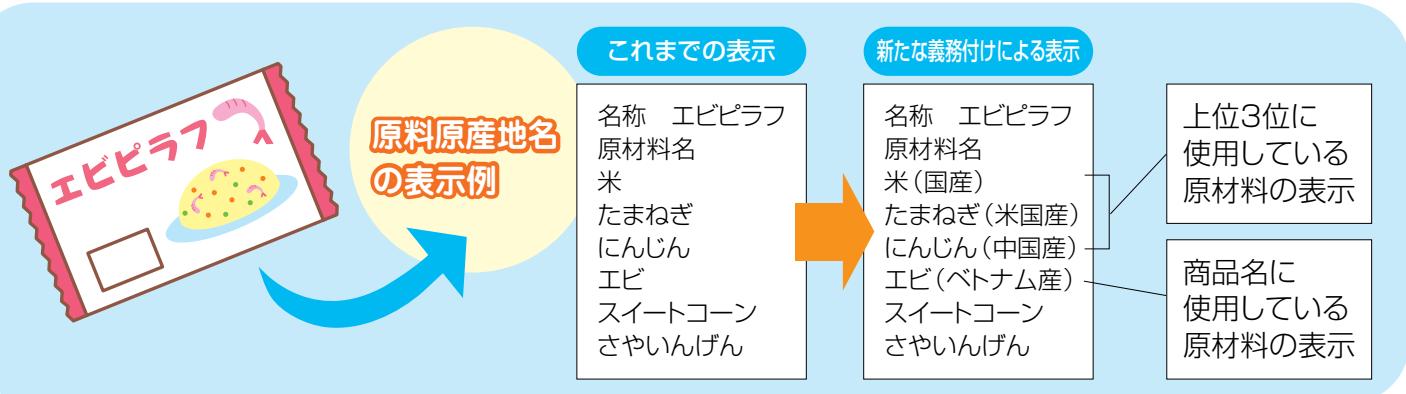
○国内で製造され、都内で消費者向けに販売される調理冷凍食品

表示を求める原材料の範囲

○主な原材料

- ・原材料の重量に占める割合が上位3位までのもので、かつ、重量に占める割合が5パーセント以上のもの
 - ・商品名にその名称が付されたもの
- (例)商品名が「エビピラフ」の場合の「エビ」

※「エビ」の重量が、原材料の重量に占める割合で上位から4番目であっても「エビ」の原産地名を表示しなければなりません。

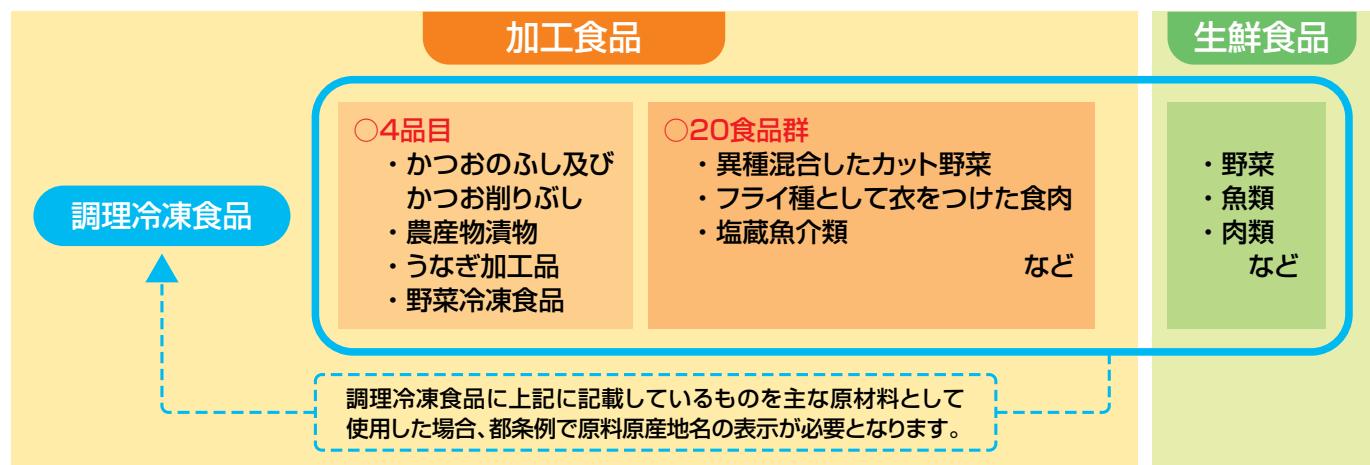


原産地名を表示すべき原材料

- 1 「JAS法^{※1}」に基づく生鮮食品品質表示基準第2条に規定する生鮮食品
- 2 「JAS法^{※1}」に基づく加工食品品質表示基準別表第2に掲げる品目(20食品群)^{※2}
- 3 ①かつおのふし及びかつお削りぶし、②農産物漬物、③うなぎ加工品、④野菜冷凍食品^{※2}

※1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 ※2 2,3は輸入品を除く。

調理冷凍食品において、原産地名を表示すべき原材料



農産物 (きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。)	米穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。)
	麦類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。)
	雑穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。)
	豆類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。)
	野菜(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。)
果実(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。)	
その他の農産食品(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。)	
水産物 (ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く。)、むき身、単に冷凍及び解凍したもの並びに生きたものを含む。)	魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類
畜産物	肉類(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。)、乳、食用鳥卵(殻付きのものに限る。)、その他の畜産食品(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。)

農産加工食品	乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 (フレーク状又は粉末状にしたものを除く。)	水産加工食品	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 (細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。)	畜産加工食品	調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
	塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実		塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類		ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
	ゆで・蒸し		調味した魚介類及び海藻類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)		表面をあぶった食肉
	異種混合		ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)		フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
	緑茶		表面をあぶった魚介類		合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。)
	もち		フライ種として衣をつけた魚介類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)		前記「異種混合」以外の生鮮食品を異種混合したもの (切斷せずに詰め合わせたものを除く。)
	いり・あげ				
	こんにゃく				
4品目			かつおのふし及びかつお削りぶし		うなぎ加工品
農産物漬物					野菜冷凍食品
その他					

表示の記載場所

○容器包装の見やすい箇所への表示(印刷、押印又はラベルのちょう付など)

- ・表示に用いる文字は日本工業規格Z8305(活字の基準寸法)に規定する8ポイント以上の大きさの活字で、背景の色と対照的な色

ただし、原材料の調達先が頻繁に変わるように、容器包装への表示が極めて困難な場合は、消費者がインターネットやファックス、電話等を利用して原料原産地についての情報を入手できる仕組みを整備し、容器包装にその問い合わせ先を明記することで対応することを可能とします。



エビピラフの原料原産地名
米(国産)
たまねぎ(米国産)
にんじん(中国産)
エビ(ベトナム産)

原料原産地名の表示方法

生鮮食品及び20食品群*

- 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載します。ただし、国産品にあっては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができます。
 - ★農産物にあっては、都道府県名その他一般に知られている地名
 - ★畜産物にあっては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
 - ★水産物にあっては、生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- また、輸入された水産物にあっては、原産国名に水域名を併記することができます。

- 原料原産地名については、原材料名に対応させて記載します。

〔ただし、20食品群にあっては、対象加工食品の原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上の原材料の原産地を上記の方法で記載します。〕

かつおのふし及びかつお削りぶし

- かつお・ふしの文字に対応させて、ふしの原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載します。ただし、国産品にあっては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができます。

農産物漬物

- 農産物漬物の原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位4位（内容重量が300g以下のものにあっては、上位3位）までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上の原材料を、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に下記の方法で記載します。

★農産物

国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載し、その原産地名に対応させて、当該原産地を原産地とする原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載します。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名に代えて一般に知られている地名を記載することができます。

市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名に代えて一般に知られている地名を記載することができます。

★水産物

国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載し、その原産地名に対応させて、当該原産地を原産地とする原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載します。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができます。また、輸入品にあっては、原産国名に水域名を併記することができます。

うなぎ加工品

- 「うなぎ」等とうなぎの名称をもって記載し、その名称に対応させて、原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載します。ただし、国産品にあっては、国産である旨に代えて生産（採捕を含む。）した水域の名称、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができます。また、輸入品にあっては、原産国名に水域名を併記することができます。

野菜冷凍食品

- 野菜冷凍食品の原材料の重量に占める割合の高い野菜の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上の原材料を下記の方法で記載します。

★原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載し、その原産地名に対応させて、当該原産地を原産地とする原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載します。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名に代えて一般に知られている地名を記載することができます。

詳細については、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」にある

「消費生活条例に基づく告示」及び「調理冷凍食品の表示Q&A」を参照ください。

アドレス:<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/anzen/shokuhin/index.html>

問い合わせ先

食品表示に関するお問い合わせは

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

電話 03-5320-4408

東京都消費生活条例・告示等の改正手続に関するお問い合わせは

東京都生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課

電話 03-5388-3072